いじめ防止対策推進法に基づく本校の取り組みについて

～いじめの早期発見、対応について

防災・安全対策委員会　令和６年４月

１　いじめの定義について

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（北海道いじめの防止に関する条例　第２条）

いじめとは？

- 一定の人間関係にある他の児童生徒が行う
- 心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）
- 行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

いじめの対応について

○学校いじめ対策組織（本校では、防災・安全対策委員会が担っています）で対応します。
○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
○いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
※児童生徒の障がい特性（コミュニケーション不全や他害等）を理解した上での対応が求められます。

いじめの解消について

○いじめが「解消している」状態とは、
　①いじめに係わる行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること。
　②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
○いじめの解消の判断は、防災・安全対策委員会により、判断します。

２　「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

○本校のいじめ防止に向けた取り組み

北海道札幌養護学校「学校いじめ防止基本方針」＊学校 HP に掲載しています。

・いじめ防止に向けての基本姿勢、いじめを見逃さず、学校が迅速かつ組織的に、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
・いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。
・いじめの早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・地域・各関係機関・専門家等とも協力して解決にあたる。

防災・安全対策委員会（学校いじめ対策組織）の役割や活動	・メンバー（副校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、各学部主事、生徒指導主事、事務主任）→必要に応じて、学校内だけでなく、保護者・地域・各関係機関・専門家等とも協力して解決にあたる。 ・報告窓口（生徒指導主事） ・調査方針・方法の確認 ・事実の確認、指導方針・体制の確立 ・保護者・関係機関への連絡・相談・報告、事態収束の判断等

いじめ対応のフローチャート図

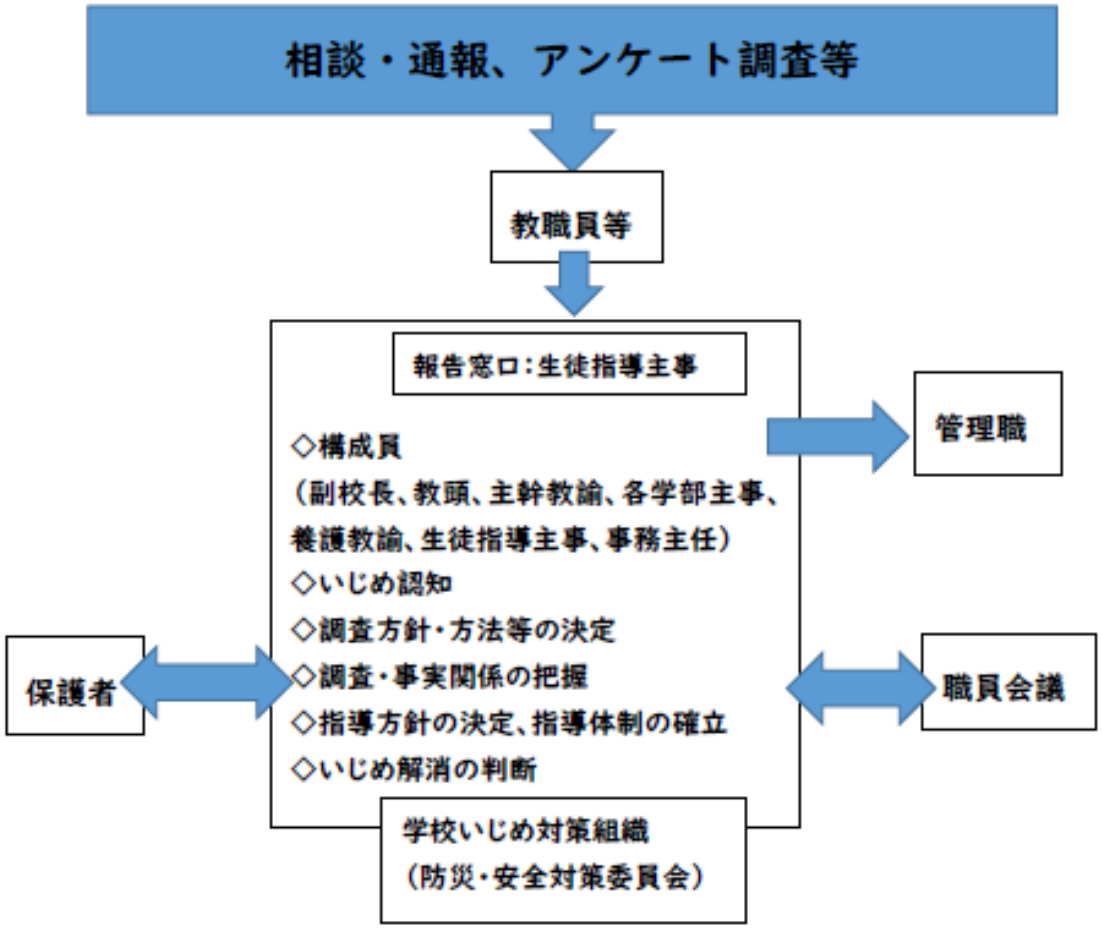

札養のいじめ防止プログラムの活動	・未然防止の取組（生活指導全体計画に基づく指導等） ・早期発見の取組（いじめアンケート、児童生徒相談用フォーム、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」等） ・保護者との連携（連絡ノート、参観日、懇談等）

3　参考資料

〇いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

→職員室フォルダ→３各委員会→８防災・安全委員会→いじめ関係→コンパス一括版